

生産緑地で市民農園を開設したい方へ

令和7年度 市民農園開設補助金

概要

生産緑地で新たに市民農園を開設する人に対し、開設費用の一部を補助します。

補助対象者

- (1) 市内の生産緑地を所有し、市民農園を開設する者
- (2) 市内の生産緑地を借り受け、市民農園を開設する者

補助金額

消費税及び地方消費税（※）を含む補助対象経費の1/2以内（上限30万円）

※補助対象者が本則課税事業者の場合、消費税及び地方消費税分は補助対象外とします。

申請方法

まずは裏面の「補助対象となる市民農園」、「補助対象経費」、「手続きの流れ」などをご確認ください。

※申請される場合は、事前相談（開設者の方がお申し込みください）が必須です。

下記QRの事前相談希望申込フォームからお申し込みください。

日程調整後、農政課窓口へお越しいただきます。



事前相談希望申込フォーム

お問い合わせ

奈良市役所 農政課

TEL:0742-31-5142

E-mail:nousei@city.nara.lg.jp

対象となる市民農園

次に掲げる条件をすべて満たしている市民農園

- 市内の生産緑地において開設される市民農園であること。
- 特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けにより開設される市民農園であること。
- 市農業委員会による特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けの承認を受けた日から1年以内に開設される市民農園であること。
- 区画を複数（2区画以上）設けること。
- 一区画あたりの面積は10a未満とすること。
- 市民農園として5年以上その用に供することができること。
- 市が利用者等に向けて市民農園の情報を公表することに同意すること。
- 近隣の農地及び住民の迷惑となるおそれがないこと。
- その他、特定農地貸付けによる市民農園の要件を満たすこと。

補助対象経費

市民農園開設に必要な整備のうち、補助金交付決定日以降、交付申請年度の2月末日までに完了される以下の取組に要する経費

- 整地
- 区画割（通路を含む。）
- 案内板設置
- 備付農機具購入
- 農機具庫設置
- 上水道引込み工事
- 排水工事
- 給水設備（水道、手洗い場等）設置
- トイレ設置
- 休憩施設設置
- その他、市長が特に必要と認めるもの

＊詳細は事前相談時にお問い合わせください。

＊整備の内容や規模によって、農業委員会事務局、都市計画課、開発指導課、建築指導課、企業局下水道事業課、企業局給排水課等での手続きが必要になる可能性があります。交付申請前に調整先を確認し、調整してください。なお、調整の結果、施設を設置できない可能性があります。

手続きの流れ

①事前相談
(※1)

②開設承認
手続(※2)

③補助金
交付申請

④補助金
交付決定

⑤事業着手

⑥実績報告

⑦補助金
交付確定

⑧請求

⑨補助金
交付

(※1)7月1日から申込可能です。

＊事前相談には、市民農園の開設にかかる事業計画(奈良市市民農園開設事業計画書(様式第1号))の案を作成し、ご持参ください。案がない場合、相談をお受けすることができません。

＊交付決定前に市民農園が開設されている場合も申請できる可能性があります。

詳しくは事前相談時にお問い合わせください。

(※2)特定農地貸付法(特定農地貸付)または都市農地貸借法(特定都市農地貸付)による市民農園の開設の承認手続き(この後、一年以内に開設してください)